平成27年2月定例教育委員会会議録

日時	平成27年2月13日(金) 午後2時30分~午後4時42分
場所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 髙槗 照江 委 員 飯田 文宏 委 員 内田 晴久 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長水野和成生涯学習課長佐藤正男教育部参事小山田幸弘 図書館館長石井勇次教育総務課長山口 均 公民館担当課長井手則夫学校教育課長片野新治 類総務課賬離(庶辦当) 鈴木 利昭教育指導課長兼 教育総務課庶務班主任主事 小泉 祐介教育研究所長 柏木 荘一
傍聴者	なし
会議次第	2月定例教育委員会会議 日時 平成27年2月13日(金) 午後2時30分場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室 次 第 1 開 会 2 会議録の承認 3 教育長報告及び提案 (1) 平成27年3月の開催行事等について (2) 子どもの事件・事故等について (3) 学校におけるインフルエンザの状況について (4) 平成26年度神奈川県公民館連絡協議会優良公民館表彰の受賞について (5) 藤田浩子氏講演会「子どもと楽しむおはなしの世界」について (6) 二宮尊徳講演会「近世西相模の報徳仕法」について 4 議 案 (1) 議案第2号 平成27年度秦野市一般会計(教育費)予算案について

- (2) 議案第3号 秦野市立幼稚園園則及び秦野市立学校教育施設開 放に関する規則の一部を改正することについて
- (3) 議案第4号 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関 する条例等の一部を改正することについて
- 5 協議事項
- (1) 平成27年度秦野市教育委員会主要施策について
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う秦 野市教育委員会規則等の一部を改正することについて
- 6 その他
- 7 閉 会

会議資料

別紙のとおり

望月委員長

ただいまから2月の定例教育委員会会議を開催いたします。 お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「2 会議録の承認」について、ご意見、ご質問等がご ざいましたらお願いいたします。

また、秘密会につきましては、ご意見、ご質問等がある場合は、 会議終了後、事務局に申し出てください。

よろしいですか。

一特になし一

望月委員長

それではないようですので、会議録を承認します。

次に、「教育長報告(2)子どもの事件・事故等について」は、 個人情報等が含まれている案件となりますので、秘密会での報告 としてよろしいでしょうか。

―異議なし―

望月委員長

よって、「教育長報告(2)子どもの事件・事故等について」 については、秘密会での報告といたします。

それでは、教育長報告及び提案についてお願いいたします。 それでは、資料No.1をご覧いただきたいと思います。

3月の開催行事等でございます。

最初に、26日から、議会定例会が開会されます。3月26日 までの会期でございます。予算審査が行われる議会になります。

3月1日は、おはなしおばさん藤田浩子氏の講演会が開催され ます。後ほど詳細を資料とともに担当から説明いたします。

7日、8日が南が丘公民館まつりです。公民館まつりとしては、 これが最終になります。

同じく7日、二宮尊徳講演会「近世西相模の報徳仕法」です。 これも後ほど詳細を資料とともに担当から説明いたします。

教育長

10日、24日は、例年実施しておりますブックスタートです。

13日は、中学校の卒業式、17日は、幼稚園の卒園式。

20日は、3月定例教育委員会会議を予定しております。

同じく20日は、小学校の卒業式です。

20日は、幼稚園の終業式です。

25日は、小中学校の終業式です。

28日は、第6回目ミュージアムさくら塾「江戸時代の秦野」 を桜十手古墳展示館で実施いたします。

31日は、例年の辞令交付式を西庁舎3階会議室、この会場で 実施いたします。

次からは課長からそれぞれ説明をいたします。

「(3)学校におけるインフルエンザの状況について」報告い たします。

本日、最新のものをお配りしてございますので、資料No.2をご 覧いただきたいと思います。

まず1枚目の資料は、これまで学級閉鎖、学校閉鎖の状況を本 日現在でまとめた一覧でございます。

昨年11月19日に南小で学級閉鎖が始まってから、現在まで 幼稚園で学年閉鎖が10学年、学級閉鎖が7学級。小学校では学 級閉鎖が38学級ございます。小学校の学年閉鎖は今のところご ざいません。

次に2枚目の資料をご覧いただきたいと思います。こちらの資 料は、神奈川県内のインフルエンザの発生状況をまとめたもので ございます。

上段の表につきましては昨年12月から1週間ごとに神奈川県 全域と秦野管内におけるインフルエンザの報告実数と定点当たり の平均人数をあらわした表でございます。

ご覧いただくとおり12月1日から7日の49週から51週ぐ らいまで全県に比べ秦野管内の数が上回っておりましたが、52 週目あたりから、秦野管内が全県を下回ってきている状況がおわ かりいただけると思います。

また、下段のグラフにつきましては上段の表をグラフ化したも のでございます。一番右の定点当たりの平均人数の数字が刻まれ ておりますが、10と30のところに破線が引かれてございます。 定点当たりの人数が10人を超えますと注意報が発令されます。 また、30人を超えると警報が発令されるということになってお ります。

推移を線グラフであらわしておりますが、秦野管内では▲の線

学校教育課長

がそのグラフとなっております。秦野管内では一番左の49週で 定点当たり11.80ということで、10人を超えたことから注 意報が発令されておりました。また、51週目には36.90で 30人を超えたので、警報が発令されております。

一番下の学校へのコメントにございますように、流行が例年よりも早く、年末から年始にかけて特に増えておりました。現在も学級閉鎖はございますが、その数も徐々に減少傾向にあり、流行のピークは過ぎたものと考えるというコメントをいただいております。

以上です。

生涯学習課長

資料No.3の優良公民館表彰の受賞についてご説明します。

1月23日に、山北町の生涯学習センターで開催されました第56回神奈川県公民館祭におきまして、西公民館が平成26年度優良公民館として表彰を受けました。

この表彰自体は神奈川県公民館連絡協議会が公民館の振興に貢献した県内の優良公民館を表彰するもので、今年度は西公民館以外にも川崎市、相模原市、厚木市から全体で5施設が受賞しております。

本市公民館の受賞履歴を資料の裏面につけさせていただきましたが、昭和59年度に南公民館が初受賞した後、各公民館が選ばれ、ここで11館全てが受賞したことになります。

また、文部科学省が毎年行っている全国優良公民館表彰でも、 平成12年度に西公民館が受賞して以来、10年連続で本市の公 民館が選ばれております。

西公民館の受賞理由は、表面の資料に書いてあるとおり、地域 との密着、連携による各種事業の展開、異世代の女性たちの積極 的な交流活動などが評価されたものと考えています。

今後もこの表彰を糧にして公民館活動の充実に努めていきたい と思います。

次に、お手元にはだの史・発見展「寺子屋入門」の来場者用資料を配布させていただきました。1月の教育委員会議でこの事業の概要を報告しましたが、既に2月10日から3月15日まで桜土手古墳展示館映像室で開催しています。寺子屋に関するクイズなど、わかりやすいような工夫をしていますので、ぜひ教育委員の皆様にも会場に足を運んでいただきたいと思います。

それから前回の会議で望月委員長から資料に掲載した筆子塚の 所在の質問がありました。その所在は西地区千村の泉蔵寺にある 筆子塚で、師匠は代々谷家が務めており、明治36年に建立され たものです。

以上でございます。

図書館長

図書館からは報告(5)(6)についてご説明いたします。

まず、(5)藤田浩子氏講演会「子どもと楽しむおはなしの世界」について、資料No.4をご覧いただければと思います。

今年度の子ども読書活動推進事業の講演会といたしまして、今回は講師に藤田浩子さんをお招きいたしまして、3月1日日曜日、午後2時から4時、図書館2階の視聴覚室で開催いたします。

この藤田浩子さんの講演会につきましては、子どもの読書活動を進めるため、毎年図書館で行っています。今回、藤田浩子さんにつきましては2年越しでお願いしまして、やっと今回実現できました。

藤田浩子さんのプロフィールですが、1937年東京に生まれ、 その後、福島県三春町に疎開され、昔話や幼児教育に携わりなが ら、現在は西小岩幼稚園を初めとしまして、小学校、大学等でも いろいろな小道具を使ったおはなし会等を実施しています。

また、アメリカにも行き、日本のわらべうたとかいろいろな民 話を紹介しています。

今回、藤田浩子さんは、図書館の視聴覚室で子どもたち、逆に 保護者の方たちを対象に、いろいろなお話をしていただこうと考 えています。

裏面を見ていただきますと、今回事業費としましては5万円、 また開催に併せまして藤田さんの著書、著作等の展示をして啓発 をしたいと思っています。

また、この子ども読書の推進活動につきましては、昨年は中村 柾子さんの講演会、24年度は、とよたかずひこさんによる絵本 ライブという形で実施をしております。

続きまして資料No.5、二宮尊徳講演会「近世西相模の報徳仕法」 についてご説明いたします。

今回、図書館で行います二宮尊徳講演会につきましては、講師 に平塚市博物館の学芸員であります早田旅人さんをお招きいたし まして、「近世西相模の報徳仕法」をテーマに実施いたします。

図書館におきましても、昨年度は東海大学と提携の市民大学の中で二宮尊徳を取り上げています。今回は早田先生をお招きして行いますが、早田先生は、現在秦野市名古木にお住まいです。もともとは新潟県で生まれ、厚木市で育ったとのことです。

早稲田大学大学院で研究され、現在は平塚市博物館学芸員で、著書に報徳運動あるいは報徳仕法や近世西相模、神奈川県西部に

ついての研究をされております。

今回は3月7日、土曜日、午後1時半から3時に、同じく図書館2階の視聴覚室で実施いたします。

また、この講演におきまして二宮尊徳関連の書籍を展示したいと思っております。現在、図書館でも二宮尊徳につきましては、時期に合わせまして展示コーナー、ミニコーナーを設けて実施しております。教育委員の皆様も、お時間がありましたら、ぜひご参加いただければと思っております。

説明は以上になります。

それでは、ご質問・ご意見等を受けたいと思います。

(1)から(6)まで一括して受けたいと思いますが、何かありますでしょうか。いかがでしょうか。

図書館の尊徳の講演会、近世西相模、報徳仕法とこの早田さんは二宮尊徳を研究されていますが、この後ろに二宮尊徳に関する本がありますが、例えば、中桐万里子さんは、去年もサミットにも来られていますが、中桐さんの著作は図書館にあるんですか。

中桐さんの著書もございます。数については、把握しておりませんが、当日展示をさせていただければと思います。ただ予約されてしまいますと出ている可能性がございますので、予約いただければと思います。

参考までにこの間の講演会、それから去年のサミット、おととしも伊勢原市での講演会を聞きましたが、一連の中桐さんの講演を聞くと、ほぼ内容的に一貫したものがあります。

生涯学習課長も持っていますけど、二宮金次郎の幸福論。あの本もよろしいのではないかと思います。

公民館はおめでとうございました。

一番のポイントは何ですか。先ほど説明がありましたが、もう 少し詳しく説明していただいてもよろしいでしょうか。

資料にも記載してあるとおり、自治会、婦人会、NPO法人、 青少年指導員など地域の活動団体と密接な連携による各種事業を 展開しているほか、「西の女性交流会」の活動が評価を受けたも のと思います。特に「西の女性交流会」は平成23年度からと歴 史は浅いですが、異世代の女性同士の関係形成という形で、地域 の家庭教育や生活環境、子育てなど本音で話し合い、また、調理 実習など食事をとりながら懇談するという形を毎月1回開催して います。それから短歌講座も西地区は谷鼎という著名な文化人を 輩出していますが、地域での短歌結社の活動というのがだんだん 衰退しています。地域の伝統文化を継承していくため短歌講座を

望月委員長

図書館長

望月委員長

生涯学習課長

望月委員長

望月委員長

教育総務課長

実施しています。このような地域特性を生かした事業を展開している西公民館が選ばれたものと考えています。

秦野の特色ある生涯学習活動、社会教育の一つではないかと思います。引き続きまた頑張っていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

一特になし一

それでは、「教育長報告及び提案」については、ここで閉じた いと思います。次の議案に移ります。

「議案第2号 平成27年度秦野市一般会計(教育費)予算案 について」の説明をお願いいたします。

私から、27年度一般会計(教育費)の予算案についてご説明 させていただきます。

お配りいただきました資料をご覧ください。教育費に関します 予算の一覧が記載してございます。一番下に教育費の合計となっ ております。27年度予算21億8,521万4,000円。前 年度に比べまして、1,031万円の減、率にしまして0.47% の減となってございます。

この教育費を除く全体の会計につきましては、一般会計の総額が来年度は488億8,000万円で、前年度よりも約3億円、5%の増額となってございます。一般会計が約5%増という中で教育費は、0.5%減となるわけですが、詳細についてまず表を見ていただきたいと思います。教育費は1から5まで各項別に事業費が書いてございます。

まず、1の教育総務費でございます。27年度、1億844万7,000円で、増減のところを見ていただくと、約1億200万円減ってございます。約半分になってございます。9・1・2の事務局費の増減額を見ていただくと、そこが1億800万円減で、大幅に減っています。

これは予算がなくなったわけではございません。従来、教育委員会で行っていました就園奨励費という私立幼稚園に通うお子さんの補助金を8,000万円ほど出していました。それが新しい子ども・子育ての制度に伴いまして、そういった部分が市長部局に移ったということで減額となっています。

あと残りは、西中学校の校舎解体費用が本年度3,000万円 ほどございました。来年度は、もう解体が終わってございますの で、その分を足して1億1,000万円ほど減額になっています。

2番目の小学校費でございます。これにつきましては10億7, 500万円ほどでございますが、例年に比べて4,860万円ほ ど増えてございます。9・2・1の学校管理費が3,591万円と額的には大きく増えてございます。これはコミュニティスクール、ICTの関連予算、小学校の教科書の改訂等によるもので大幅に増額をしています。

その下の保健給食費について1,200万円ほど増えてございます。これも給食室の改修を例年1校ずつの改修だったのですが、 来年度は2校となりましたので、増えているような状況でございます。

3番目の中学校費につきましては、大きな増減はございません。 1番の学校管理費が560万ほど減ってございますが、これは職員室等への空調のリースが10年リースで、来年6月で切れるため、その分が400万円ほど減っています。逆に4番目、学校建設費のほうが1,700万ほど増えてございます。渋沢中学校の下水道の接続、鶴巻中学校の外壁塗装など、大きな工事がここで入るということで増額となっております。

幼稚園費につきましては、これは27年度予算、2億4,500万、前年に比べて3,600万円ほど増えてございます。これにつきましても、3番目にある幼稚園建設費で、6,000万円ほど増えてございます。100周年を迎えます本町幼稚園の改修、しぶさわ幼稚園をこども園化することの改修の事業費で、幼稚園建設費が6,000万円ほど増えている状況でございます。

社会教育費につきましては総額としては400万円ほど減って ございますが、1番目の社会教育総務費につきましては1,00 0万円ほど増えてございます。これについても、北海道豊頃町で 行います報徳サミットの関係、宮永作品の保管をしています倉庫 の関係、60周年記念事業の関係などで1,000万円ほど増え てございます。

逆に文化財ですとか公民館費がそれぞれ850万円、670万円、これはいずれも桜土手古墳の改修、公民館の改修が年によって変動がございますので、減額になっているという状況でございます。

おめくりいただきまして横長のものでございます。これは実際には議会に議案として、1款の議会費から順番にこういう形で、 議案という形で出ます。

今、お話をさせてもらった一覧表がそれぞれ入ってございますが、一覧表には、人件費が入ってございません。横長のものは総額の予算になりますので、人件費も入ってございます。

1ページの一番上に、教育費全体ということになりますと33

億6,700万円、例年に比べて1億2,600万円ほど、3.6%ほど減ってございます。先ほどは0.5%というお話をさせていただきましたが、幼稚園の教諭が70名ほどいますが、そのうち15名が今回こども園の教諭で、そのこども園の今までの幼稚園の教諭15名分の給与が市長部局に動きますので、ベースに比べて1億円余り減額になるという状況でございます。教育費としては減額ですが、民生費にその分が移管されることとなります。

11ページに「資料」ということで、これは教育委員会の事務 局の課別に予算の状況ということで書かせていただいてございま す。各担当からそれぞれ説明をさせていただきますが、まず教育 総務課でございます。

おめくりいただきまして12ページ、13ページにその詳細が書いてございます。主だったところを言わせていただきますと、1番の教育委員会費、増減ベースではこの表の(D)が予算額になります。(C)が前年度会計の増減になります。増減は69万1,000円ですが、これは来年度教育プランを策定いたします。その予算が約68万円ですが、製本代や会議の設置等々の費用です。予算は大きくありませんが、来年度、事業としては大きな事業になります。

4番目の西中学校複合施設ですが、先ほど言いましたように、 これは中学校の解体の費用が3,000万円ほど減額になってご ざいます。

そのほか、小学校費では5番目に施設等保守管理ということで649万4,000円ほど増えてございます。この中で、来年度は、まず学校業務員の委託化を1校いたします。従来は堀川小学校、鶴巻小学校、大根小学校の3校でしたが、それに1校加えて来年度からは欠員補充をしないという中で1校業務員の委託化が増えます。

同じようにその中でもう1点は、防犯カメラになります。中学校には全部入っていますが、小学校は2校、本町小学校と広畑小学校だけが入っていましたが、残りの11校に防犯カメラを設置していく経費がこの中に入ってございます。

13ページの中学校費につきましては、先ほど言いましたように、16番の大きな改修工事が増えている状況でございます。

幼稚園費につきましても4,000万円ほど増えてございますが、17から21番まで全て減額になってございます。それにつきましても先ほど申しました幼稚園14園のうち4園が市長部局に移管されますので、こども園分の経費を除く形になってござい

ます。

22番は先ほど言いましたように、本町幼稚園100周年記念、 こども園化に伴う工事費の増額でございます。

あとは各担当課からご説明させていただきますが、この予算については今月26日に開会いたします平成27年の第1回秦野市議会の定例会に上程して、例年ですと3月末に予算が成立、その間に予算特別委員会が実施されて、審議をしてという流れになっていきます。

学校教育課長

私からは学校教育課所管の予算について、簡単に説明させていただきたいと思います。

資料の14ページから17ページが学校教育課の所管の予算ということになります。

14ページー番上を見ていただくと、来年度27年度の予算は7億2,732万8,000円で、去年と比べますと約3,900万円の減になってございます。

主だったものをかいつまんでご説明させていただきますが、先ほど教育総務課長から説明がございましたが、後半の3と4、私立幼稚園等就園奨励費補助金、長時間預かりの保育支援事業補助金、この2つの事業につきましては、子ども・子育て新制度への移行に伴いまして、市長部局へ移管されるということでございます。およそ8,000万円が市長部局に移管されます。それが一番の増減の理由となっております。

15ページの13番ですが、昨年の予算から比べますとおよそ 2,500万円の増になってございますが、これもこの要因とい たしましては、教科書の採択替えに伴うものでございます。平成 27年度から30年度に使用いたします教師用の教科書、指導書、 国語の掛図が新たに必要となることから、この部分で2,200 ~2,300万円の増、これが一番の要因となってございます。

14番小学校ICT環境整備事業費でございますが、こちらも600万ほど増えるということになってございます。この主な要因といたしましては、校務処理の効率化という観点から、校務支援ソフトを導入するというところの約160万円と、タブレットを新たに全小学校に配布するというところの増として100万円、この2点が増の主な理由となってございます。

16ページ、おめくりいただきますと、中学校費、28中学校 ICT環境整備事業費、こちらも先ほどの小学校のICT事業費 と同じで校務支援ソフトを約100万円、タブレット導入で70万円の増が主な増の要因となってございます。

34番、給食設備等維持管理費、こちらは2年ごとに牛乳の保 冷庫を更新しておりまして、来年度は、西中学校が長く使ってい ただいているということから、約100万円増ということになっ ています。その購入費として約100万円が増になるということ になっています。

17ページ、幼稚園費でございますが、こども園が市長部局への移行で39、40、41、42、こちらがそれぞれ昨年度に比べて若干の減となっていますが、これはこども園4園分が市長部局に移行することに伴った減ということになっております。

簡単ではありますが、学校教育課の所管の予算の説明といたします。

教育指導課長

続きまして、教育指導課と教育研究所をあわせて説明させていただきます。ページ数は18ページから20ページとなっております。

教育指導課、教育研究所とも全体を見れば増額になっています。 まず18ページの6番、問題行動等対策指導助手派遣事業費で すけれども、これは4名の問題行動等対策指導助手を任用してお りました。来年度は4名から6名に2名の増員ということで、こ れをもちまして小中全校に指導助手、中学校におきましては指導 助手もしくは問題行動等の指導助手を配置することができるとい うことになります。

同じく7番、コミュニティ・スクールに関しまして、本日、この後お時間をいただきまして学習会をやらせていただきます。コミュニティ・スクールというシステムの導入に伴いまして、27年度は研究モデル校を指定しまして研究を進めていきます。初めてですので、地域と学校をコーディネートする方を1名任用する。これが一番大きな要因となっております。

19ページの11番、特別支援級の介助員経費ですが、今年度も就学指導委員会を開く中で、就学指導委員会に出てくるお子さんの数がかなり増えています。来年の見込みも特別支援級の在籍児童・生徒数は増ということで、それに伴いまして介助員を2名、41名から43名に増員します。

続きまして、20ページをご覧ください。教育研究所の経費です。

まず1番の幼小中一貫教育研究事業費につきまして、来年度は 小学校の高学年、5年もしくは6年において教科担当制、中学校 のように担任制です。これを試行的にやってみたいということで、 目的としましては中学校における教科担当制、担任制にスムーズ に移行ができる。または学力向上を目指した一つの施策という形で、教科担当制をするに当たって、どうしても空き時間が出てしまう。それを補塡するということで、単独で授業ができる小学校の教員免許持っておられる方を2校で来年は試行していきたいと思っております。

6番、ICT活用学習支援事業費。これにつきましては、来年度校務支援ソフトの導入を予定しております。それに伴いまして、学校のICT環境、これをやはりコーディネートする人がいるだろうということで、そのICT推進委員、まずは業務委託ということでこの予算ですと1名になるのではないかと思うのですけれども、まずはその業務委託をするということで経費を挙げております。

教育指導課、研究所は以上です。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課の来年度予算は、新規・拡充などの主な 取り組みという形で説明させていただきます。

まず、21ページです。No.1の社会教育委員会議運営費ですが、 平成28年度から新たにスタートする生涯学習推進計画を策定す るため、社会教育委員会議に専門部会を設置していくための予算 措置を講じています。

次に、No.6、地域婦人団体連絡協議会補助金ですが、地域婦人団体連絡協議会は新年度に創立60周年を迎え、市制施行60周年とあわせて記念事業を展開することになっています。通常補助とは別途に記念事業に対する特別補助を行っていきます。

次に、No.8の生涯学習推進費ですが、二宮尊徳の教えである報徳思想の市民理解を深めるため、啓発事業も引き続き展開していきますが、10月に北海道豊頃町で開催される全国報徳サミットへの市民参加を促進するための予算措置を講じています。また、宮永画伯遺族寄付土地の維持管理について、周辺民家への迷惑や影響を回避するための対応を行っていきます。

No.9の宮永岳彦記念美術館管理運営費についても、宮永作品の美術専用倉庫での保存料の増額、それから美術館の利用環境向上を図るため、経年劣化の諸設備の改修を行っていきます。

続いて、No.10の市史資料保管活用費ですが、本市の歴史的発展過程について市所蔵資料を通じて市民に紹介しているものですが、新年度では市制施行60周年記念事業として、昨年6月議会でも要望がありました本市出身の南画家大津雲山の文化的業績について、大津画伯の生誕130周年に合わせて作品展を開催していきます。それから「秦野年代記」の刊行と、100年後に残し

たいものを選定し、展示会、ウオーク等を開催し冊子にまとめる 「市民の選ぶ遺したいもの50選」の3つの記念事業に取り組ん でいきます。

次に、No.16の博物館資料・文化財調査整理経費ですが、これは過去に実施した発掘調査の報告が手つかずのものが数多くあります。早急に報告書の刊行を進めていくため、報告書作成委託の予算措置を講じています。

次に、公共施設の利用者負担の適正化に関する方針に基づき、 新年度に全庁的な取り組みとして、公共施設の利用料の見直しを 図っていきます。一方で、施設の長寿命化と利用環境の向上とい うことが求められています。

こうした中で、公民館や桜土手古墳展示館の経年劣化が著しい 諸設備の営繕工事を行っていきますが、特にNo.21、各公民館営 繕工事費について、予算要求では南公民館、大根公民館のエレベ ーター改修を計上しましたが、残念ながら削減されました。しか し、南公民館トイレ、大根公民館調理室の改修には予算がつきま したので、これを実施し、公民館の環境整備に努めてまいります。

最後に、No.22の曽屋ふれあい会館維持管理費ですが、昨年9月市議会で廃止条例が可決され、ことしの3月31日をもって閉館となります。建物の解体工事など廃止に伴う予算措置を講じたものです。

以上でございます。

図書館は、資料23ページになります。

図書館費につきましては、27年度の予算が9,770万6,000円、前年度より91万2,000円増えております。主に増減のところについて先にご説明いたします。

まず、2の施設維持管理費につきましては、昨年度の工事費よりも工事の部分の対象額が、87万ほど下がっております。

4番の図書館活動費。これにつきましては16万5,000円、前年度より増えております。ブックスタートの充実、また各種おはなし会、ボランティアの育成、そういう部分についての経費の増額したものです。

5番目の郷土文学資料収集等経費、5万2,000円昨年より増えております。これにつきましては、今年が市制60周年記念、また図書館が今年11月3日で開館30周年を迎えるに当たりまして、図書館の開館と併せまして記念講演会、また、記念の企画展、また図書館の開館30周年の歴史につきましてパンフレットを作成するため、増額になっております。

図書館長

最後に8番、図書館事務費につきましては、197万1,000円増えております。これは、今年の3月以降、市内11館にあります図書館のシステムのインターネットサーバーの部分が新たに更新されるため、金額が増えております。

図書館からの説明は以上です。

全体的に受けましょう。課とかそういうのに分けないで。

業務員の委託ですけれども、今、小中で22校の中で、正規の 職員は何人ぐらいで、委託はどのくらいか、教えてください。

小学校13校、今、3校が委託で10校が委託ではありません。中学校は9校ございます。1校、本町中だけが委託をしていないという状況でございます。22校、ちょうど半分になります、22校のうち11校が委託をして、11校が市で職員を配置しているという状況です。来年度は逆になりまして、10校が市で12校が委託。委託が多くなります。

これから市の方針は、委託を進める方針ですか。

退職者不補充ということで、業務員は一番若い方は40代の方もいられますけれども、逆に50代後半の方もいられます。通常はその後3年ほどは再任用ということでお願いすることが多くなりますので、十数年後にはすべてを委託という形になっていくのかなとは思います。

ほかにどうですか。

教育指導課長、次回で結構です。もし、差し支えなかったら、 中地区の介助員がまた増えるわけですが、これは本市の特徴なのか、あるいは中地区全体もいろいろな要因が絡み合って増えつつ あるのか、その辺のことを教えてください。

就学指導委員会へかけるのに100人超えているんでしょう。 完全に超えています。ただ、その中で養護学校に行くというお 子さんがいらっしゃいます。

ほかにいかがでしょうか。

ICT化の環境整備で、タブレットなどを入れるというお話がありました。校務ソフトで処理の効率化とありますが、多分、教材作成とかそういったことも今後利用が進んでいくのかと思います。先生方に対して研修みたいなものは、何か計画はあるのでしょうか。

まず、校務ソフトの導入に当たっては、その使い方、マニュアル的な、こうやって使っていくという研修は、当然します。

あとはICT環境、PC運用等がある中で、どういう配置をしたらいいかとか、基本的なところからの更新といいますか、環境

望月委員長

教育総務課長

望月委員長 教育総務課長

望月委員長

教育指導課長

望月委員長 内田委員

教育指導課長

ます。

多分、単年度では無理だと思うので、長期的な何かをある程度

持っていないと、せっかく機材を入れても生かされないみたいな ことが起きないようにしていかないといけないかなと感じた次第

内田委員

教育長

の大きなところから核になる使い方など、考えていきたいと思い

です。 きょう、会派懇談会がありまして、そのことがやはり話題にな りました。今回、タブレット導入は各校に一つと。先日、園長・ 校長会で、校長、園長たちに話しましたが、まず校長や教頭がそ れを使えなければ、いくら学校の中で有効活用しようと言っても、 関心のない人は関心を持たないし、また、校務支援ソフトしかり で、少なくともみんなが同じレベルで使えるようにならないと、 他市のような問題が起きる可能性が十分にあるので、まずは使い 勝手を含めてきちんと各学校の中で、どういう活用をしていくか

それともう一つは、タブレットをもう少し発展させていくとな ると、学校内にWiーFiの環境、無線LANの環境をきちんと 整備しないと有効活用というのは実際に難しいです。それは年次 計画をもってきちんとやっていかなければいけないということを 学校は承知しています。

ということを言いました。

100%にいかないまでも、ほぼみんなが使えるという状態に しなければならないと認識しています。

昭和63年に教育研究所にパソコンの専門の指導主事が入っ て、研修をよく持ちました。一番前に来るのが20代、30代、 40代、校長が一番後ろに座る傾向でした。

電子黒板もそうですけど、教材をつくるので一番大変な作業と いいますか、苦労が要るところだと思いますが、いかにお金をか けないで、先生方の発想力を形にしていけるような体制づくりが できるかではないかという感じがします。

結局、事業の効率化とかいろいろなメリットはありますが、そ れに準備をその2倍、3倍もやらなければいけません。

義務教育あたりはやはり準備に要する時間が多くなり多忙化に なる。効率的にはなりますが、トータルすると教師の多忙感が増 幅されるかもしれない。多忙感を排除するために機械に頼るとい う発想がありますが難しいところです。

校務支援ソフトでもタブレットでもそうですけど、いろいろ話 す中でよく聞くのは、個人的に使われているのは、例えばアンド ロイドタブレットであるとかiPadであります。今回、統一す

望月委員長

内田委員

望月委員長

教育指導課長

るのがWindowsのタブレットです。ソフトの関係でそうなりますが、そこから発想の転換をしなければいけないというのがあります。話す中でやはり何事も導入するに当たっては苦労するだろう。それに伴って時間をかけることによって、先生方も多忙が解消されていく。長期的な見方をしていくと間違いないと思います。

ただ、そこに我々研究所がどうサポートできるかというところが、もちろん研究所も導入に当たっては多忙化になると思いますけれども、やはりそういうサポートをしていくという認識は持っております。

厚木市が部長に全部タブレットを持たせて、会議は全部そのタブレットで、ペーパーレスという方法をとるというので、きょうも会派懇談会の中で話題になりました。議会は議場の中に議員は持ち込み自由です。タブレットを持って入る方が、今2人います。質問なども全部それでしています。

逆に、執行部も全部それにして、ペーパーは一切なしとしたらどうかという提案が今日もありましたが、それをやらせてくれれば、データが全部どこでも見られる。

その場でいきなりの質問があって、このデータ手持ち分にないなというのも、入っていれば全部その場でということができるようになります。

そこまで同じレベルでいくのが大変難しいと思います。学校も 同様だと思いますが。

教育長は、国の会議に出ていますが、あれは事務方がタブレットを持っているんですか。

事務方は、タブレットでなくて、パソコンの小さいLet 's Note を持っている方が一番多いです。小さいのでバッテリーが長持ちするそうです。事務局で並んでいる人たちはほとんどそれです。タブレットは持っていないです。パソコンが、実態としていろんな形で使いやすいのかもしれません。

ほかにはどうでしょうか。

それでは、長い間ご苦労さまでした。非常に予算が厳しい折によく頑張っていただいたと思います。ありがとうございました。

では、「議案第2号 平成27年度秦野市一般会計(教育費)予算案について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

―異議なし―

それでは、議案第2号は原案のとおり可決されました。

教育長

望月教育長

教育長

望月委員長

望月委員長

育施設開放に関する規則の一部を改正することについて」の説明 をお願いいたします。

教育総務課長

ございます。

議案第3号「秦野市立幼稚園の園則及び秦野市立学校教育施設の開放に関する規則の一部を改正することについて」、ご説明をさせていただきます。

次に、「議案第3号 秦野市立幼稚園園則及び秦野市立学校教

これは1月の定例教育委員会議の際に協議事項ということで上げさせていただいて、ここで改正についての議決をいただくというものでございます。昨年12月にこども園の条例が変更になりまして、それに伴いましてこども園化に伴って4園の市立幼稚園を廃止するということで、こども園への移行となります。それに伴って園則の規定を定めるということです。

あと西幼稚園が「ぽけっと21」で、空き教室を活用するということと、しぶさわ幼稚園が先ほど申しましたようにこども園化する。そういった部分の定員を改正するというものでございます。 おめくりいただきまして、1ページと2ページは改正の規則です。その部分を抜き出して、公告をしていく文章でございますが、もう1ページおめくりいただきますと新旧対照表、横長のものが

まず、先ほど言いましたように、1点目が子ども・子育て新制度に伴いまして幼保連携型認定こども園ということで4園が移行しました。それに伴って園則からその4園を削るという形。それとともに見ていただきますと、下線が引いてございますが、西幼稚園につきましては、先ほど申しましたように、「ぽけっと21」、就学前の子の施設の位置づけも入りますので、2教室分70人定員を減少します。

もう一つ、しぶさわの幼稚園につきましては、こども園化に伴って、今年の夏休みに工事を行って、秋には一体化の園に、幼稚園、保育園のまま一体化をして28年度からこども園化にします。そういった関係で現在のこども園の定員、今、年長・年少2クラスずつでございますので、140名。35人学級ですので、4クラス分140名の定員にしていくということでございます。

同じく1ページの下の学校開放に関する規則につきましては、これにつきましては今いる14園の部分が10園になっていくということ、2ページ、3ページにいろいろ書いてございますが、これはその14園を10園にする改正に伴って、字句の整理をしたもので、特別内容を変えているものではございません。具体的な内容を変えている部分は、4ページの同じように幼稚園という

部分の中から、先ほど言いました4園、ひろはた、すえひろ、みどり、つるまきだい、その4園の幼稚園を削ると変わったところでございます。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ご質問、ご意見ございますか。

しぶさわ幼稚園について、これからどのように移行されていく のかもう少し詳しくお願いいたします。

27年度に先ほど予算に計上してありますが、しぶさわ保育園は、同じ渋沢地区ですけれども、そちらにございます保育園を幼稚園に一体化するということになりますので、今、幼稚園は給食施設がございません。27年度夏までに、夏休みを利用して給食棟を増設いたします。それで、秋に保育園が移行して一体化をす

28年4月になりますが、そこでは幼保連携型認定こども園、 今までの4園と同様に認定こども園の認可を県からいただいて、 本市にとっては5園目の公立こども園という位置づけになるという状況でございます。

空きましたしぶさわ保育園は、保育課の担当で、できれば保育 関係の施設として利用していくというような方向で今検討してい る状況です。

ほかにどうですか。

る。

しぶさわ幼稚園が、幼稚園として条例上はこちらへ移ります。 規則の一部改正で、もう一度来年3月に正式にこども園に移行と いう形になります。

ひろはたと同じで、空いたところを民間の保育園に公設民営で やってもらうという形でやりました。役所がつくったものを民間 が運営する。渋沢保育園も同様の流れになるだろうと思っており ます。

ほかにどうでしょうか。

一つよろしいですか。開放についてお聞きしますが、小中だとママさんバレーなどそういう団体がよく使っていると思いますが、幼稚園に関しては例えばどういう団体が使っているか、もしわかったら、差し支えなければ教えてください。

いわゆるサークルですとか団体とかが借りるということは、基本的にございません。PTAがお集まりになって借りるとか、そういうことはありますけれども、第三者にお貸しするようなことはほとんどないような状況です。

望月委員長

教育総務課長

望月委員長 教育長

望月委員長 内田委員

教育総務課長

内田委員 望月委員長 教育長

内田委員

望月委員長

望月委員長

教育総務課長

わかりました。ありがとうございます。

実際、幼稚園は、あまり使っていません。

実績としては、まずありません。そこを利用しているPTAの皆さんが使っているという実績はあっても、まるきり例えば園庭を使ってサッカーのグループがやるとか、そんな形のものはありませんし、遊戯室を使って何かをやるということも過去ないです。

大学の吹奏楽研究会が練習で使わせていただいたことがあった かもしれません。

ほかにはどうでしょうか。

それでは、議案第3号「秦野市立幼稚園園則及び秦野市立学校 教育施設開放に関する規則の一部を改正することについて」、原 案のとおり決することにご異議ございませんか。

一異議なし一

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁 償に関する条例等の一部を改正することについて」の説明をお願 いいたします。

それでは、「議案第4号 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び 費用弁償に関する条例等の一部を改正することについて」、ご説 明いたします。

教育委員会制度改革で、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律が、改定されまして、本年4月1日から施行となります。そ のことに伴いまして新たな制度や教育委員会の委員長と教育長を 一本化して新教育長を設置されることとなります。その中で、報 酬の規定や給与、勤務条件、その規定を変える必要があります。

所管は市長部局の人事課になりますが、具体的には先ほど言いました平成27年第1回秦野市議会定例会に、人事課が条例の改正の提案をするというものでございます。それにともなって、事前に教育委員会で審議いただくための議案でございます。

1ページ目は、先ほどの議案3号と同様ですが、条例の改正文になります。これは抜粋したものでございますので、おめくりいただいて横長の新旧対照表をご覧ください。

一番上に秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正と同様に今回の制度改革に伴いまして、教育長の 関係の条例改正が全部で4本ございます。

まず、報酬と費用弁償の関係でございます。これは一番下に表がございますが、新制度では委員長という位置づけはございませんので、委員長の報酬の部分を削るものでございます。

2番目、1ページ目の下ですが、教育長の給与等及び勤務条件に関する条例の一部改正ということで、タイトルが変わります。 給与、勤務条件の関係では、特別職という位置づけの中で給与の 位置づけを行います。勤務条件に関する状況は、2ページ目を見 ていただきますと、従来、給与に関する月額の報酬額や手当ての 額は、市長、副市長と同様の特別職という位置づけをして、この 条例からは削ります。

2ページの第2条で職務専念義務では、従来、教育長は一般職員という状況でございましたが、今回の改正に伴いまして、ここに職務専念義務の免除という位置づけを入れてございます。

右側、旧の第2条から第5条目までの部分は削除され、4ページー番下、勤務時間その他の勤務条件については、新の第3条のように改正されます。

給与の条件は、次の4ページの下にございます秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正の中で、市長、副市長という位置づけの中に教育長も入れまして、給与の月額を先ほどの勤務条件、給与等の条例にあったものをそのままここに移していくこととなります。

それと5ページの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、職務専念義務の特例という位置づけがあります。スポーツ関係の部分の義務ですけれども、これについては条項が、第24条が第23条に変わった条ずれでございます。

5ページに、施行日は平成27年4月1日の施行となります。 その下の経過措置で、この条例の施行日前に在職する教育長は、 地教行法の規定によって引き続き現教育長が在籍する間は従前の 例によるという規定がございますので、新たに市長が任命する教 育長が出たときに、この条例が効力を持つこととなり、それまで は従前の例による経過措置が書いてございます。

法律に伴って、神奈川県内各市、地教行法で法改正に伴って一 斉にといいますか、各市とも改正を教育長の任期には関わりなく 行っていくということでございます。

この中で秦野市が特別にということはございません。法律の改 正、新旧制度に伴う改正ということでございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問ございますか。

実は、以前にご説明したかと思いますが、当初、市長の考え方では、必要が生じたときに条例改正その他をするというお話をさ

望月委員長

教育長

れていました。

ところが、人事課や担当課も含めて準備を進めてきた中で、全体として必要が生じたときということよりも、教育長が辞めるときにという想定でいたのですが、県下各市の確認をしたところ、どうも動きがそうではないようで、3月で一斉にという動きのようです。

神奈川県内では、今のところ海老名市だけは、3月に教育長が 辞めるそうです。その際、新しい制度に移行して3月議会で新教 育長を専任して、そこから3年間の任期としていくそうです。

教育委員長や教育委員の報酬では、県内についてはネットで調べるといろいろわかりますけれども、これは本当に市町村によって違います。

神奈川県の政令市でも1回いくらという、日当での報酬としている制度を持っているところもあります。

ほかにいかがでしょうか。

一特になし一

それでは、「議案第4号 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び 費用弁償等に関する条例等の一部を改正することについて」、原 案のとおり決することにご異議ございませんか。

一異議なし一

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に協議事項に入ります。

協議事項(1)「平成27年度秦野市教育委員会主要施策について」の説明をお願いします。

27年度秦野市教育委員会主要施策についての説明をいたします。先ほど予算のご審議をいただきました。従来から重点的に取り組む項目もございますし、27年度に新たに実施していく事業もございます。そういったものを含めて主要施策の位置づけをしていきたいと考えております。

最終的には3月定例会で議案として出させていただく前段で、 ご協議をいただきます。

今までは、これに基本方針というのが入っていました。27年度の基本方針という位置づけもあったわけですけど、例年、平成23年に策定しました教育プランの基本方針を27年度も引き続きということでございます。

それと先ほどの説明で新しい教育委員会制度の中で、教育の大綱を定めていくという部分がございますので、27年度、今回の教育委員会で、当初に定める主要施策という位置づけにさせてい

望月委員長

望月委員長

望月委員長

教育総務課長

ただいてございます。

中身でございますが、二重線で囲ってございます基本的な方針 については、先ほど申しましたように教育プランの基本方針と同 様でございます。

- まず(1)①の新規事業として新教育プランの策定でございます。23年度から27年度の5年間継続でございます。28年度は新しいプランを策定していきます。
- ②の教育施設の整備、新規の部分で後ほどまたご説明をさせていただきたいと思いますが、県立養護学校の設置に関する関連の整備の事業も新たな主要施策とさせていただいてございます。
- ③は、パソコンの導入ですとか校務支援ソフトの部分、④は、 学校給食の推進でございます。
- (2) の学校教育の充実では、①いじめ・不登校の対策、いじめ基本方針の策定等もございますので、そういったものを含めて、いじめ・不登校対策の推進。
 - ②問題行動対策の充実。
- ③道徳・人権教育の推進は、新規として県の人権教育の研究委託事業というものも入れさせていただいております。
 - ④里山等郷土の特性といったものを生かした育成の事業。
- ⑤幼児教育・子育て支援の充実は、新規として預かり保育や未 就園児交流への支援を新たに行います。
- ⑥ICTの活用では、ICT推進の支援委託を入れさせていただいてございます。
- (3) 一貫教育では、一貫教育の推進の中に、新規で、教科担任制の試行的な研究で、臨時指導員の配置が新しく入ってございます。

それと同じく新規でコミュニティ・スクールの研究実践事業が 入っております。

- ②学力の定着・向上、学習支援も入れさせていただいてございます。
 - ③特別支援教育の推進でございます。
- ④小中学校外国語活動の充実という4点を上げさせていただいております。
- (4) 生涯学習の推進で、①新規事業として教育プランと同じような5年間の策定をしてございますので、28年度からの新たな生涯学習推進計画の策定。②市民文化活動の支援。③公民館活動の充実。④報徳思想の普及・啓発。⑤文化財の保存・活用でございます。

- (5) 図書館サービスの充実でございますが、①図書館資料の整備と適正な管理。②読書活動の支援。③特色ある図書館活動の推進。
- (6) 市制施行60周年の記念事業を主要施策で位置づけをさせていただいてございます。

①学校教育関係では、人文字、こども議会、紙芝居の作成。② 生涯学習の関係では、大津雲山の作品展、年代記、遺したいもの 50選、図書館の記念講演の開催といったものを27年度の主要 施策ということで位置づけを行いたいと思います。

よろしくご協議をお願いいたします。

何か質問いかがでしょうか。

教育プラン、生涯学習も並行して総合計画もありますが、これは1年単年度ですか、2年計画ですか。

策定は26年度から始めている部分もございます。そういった中で27年度中に策定をして、28年4月からということになってございます。同じ時系列にしてないと、教育プランと学習プランで施策を入れても担保されるという部分が弱いですから、同時並行となります。教育プランに入れながら、総合計画に入れていくということとなります。

そうすると、当然パブリックコメントもいただくようになると 思いますが、今までも教育プランは1年ですか。

生涯学習の計画も、概要などは3月の教育委員会議で出てきますか。それとも4月ですか。例えばどういう方針で、1年間の計画の見通しをされるのでしょうか。

そういう策定スケジュールは、4月の教育委員会議にお出しで きればなとは考えてございます。

そこまでに、委員も決めなければいけない。

そういうスケジュール的なものを、今言われた個別具体の部分は別にしても、こういった形で策定をしていきたいというスケジュール的なものは出していきたいと思います。

生涯学習課は教育プランと同時並行で対応していきますけれども、生涯学習プランについては、その進捗状況を進行管理している市民会議の組織が、今度、社会教育委員会議の専門部会に移行するのですが、最後の市民会議を開いて、大体どういう形にしていくかという流れはそこで検討して、社会教育委員会議もちょうど改正の時期に当たります。6月から新しく変わりますから、そこの間、間があいてしまうということです。

ですから、新しい社会教育委員を選定した中で進めていくので、

望月委員長

教育総務課長

望月委員長

教育総務課長

望月委員長 教育総務課長

生涯学習課長

非常にタイトなスケジュールですが、先ほどお話のあったとおり、 教育プランと同時並行で進めていくという中で、28年度のスタートという形で進めていきますけど、教育委員には、時機を見た中で考え方を示していかなければいけないと思っています。

先ほど4月という部分も、タイムスケジュール的なものは、生涯学習課としてもそういうタイムスケジュールを出すことは可能だと思います。

望月委員長 内田委員

ほかにいかがでしょうか。

教えていただいてよろしいですか。

これは、先ほどの議案の第2号の金額の中身を項目別にプラン に合わせるという形で理解してよろしいですか。

教育総務課長

全てが載っているわけではございません。

8割は入っていないと思います。ハードが結構位置づけてありますので、割合的には高くなると思います。逆に臨時職員などの部分は全部入っているわけではないから、何とも言えません。

ほかにいかがでしょうか。

望月委員長

それでは、ご質問、ご意見がないようですので、次に、「協議事項(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて」の説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、協議事項(2) 先ほど議案4号で教育委員会の教育 長に関する条例の改正ということでご検討いただきました。

先ほどの条例の改正に伴って改正しておかなければいけない規則については10本ほどございます。次のページから書いてございますが、1本ずつご説明しますと、まず1ページ目の一番上の、新しく制定ということで、先ほど特別職に位置づけられる教育長というお話をさせていただきましたが、その職務専念義務に関する部分、もともと規則の中にも、法律の地教行法の中にもそういった職専免の部分はございますが、それ以外は条例で定めるという位置づけになってございますので、この2条の第1号から第8号までについては、教育委員会規則で定めるということになります。

その下の教育委員会の会議規則でございます。新しい新教育長は委員長と教育長を兼ねて一本化するということで、従来委員長が会を主催するとか、そういった部分が教育長に移行することに伴いまして、従来、会議規則の中で「委員長」という部分を「教育長」という表現に変えてございます。

1点違うのは、右側の改正前の2条に「委員長の選挙」という

のがございました。教育長を除く教育委員の中から委員長を毎年 選挙で選ぶ規定になっているわけですけれども、今度は委員長を 選挙する必要はございませんので、この2条は廃止、削除となり、 あとは委員長という部分を教育長に読みかえるような改正になり ます。

2ページの中段、上もそのような形の改正でございます。

同じように、2ページの真ん中にあります傍聴も同じです。「委員長が認める」や「委員長が許可」という部分が、「教育長」になり、内容的な変更は入ってございません。

2ページ目の下、教育委員会規則の公布に関する規則も同様で ございます。それは、条例でもとの地教行法の法律の条項が変わ りましたので、それを改正しているという部分でございます。

公印につきましてもそうです。代表印は、教育長の印に変えていきます。真ん中の教育委員会規則の改正では、3ページの真ん中ですが、5条で新たに、「教育長は次に掲げる事務の管理及び執行を教育委員会会議に報告しなければならない」ということで、重要なものや特に認めるものを報告しなければいけないということになります。本市の教育委員会会議の場合は、毎回教育長報告をしています。従来から位置づけたということでございます。

それと3ページの一番下でございます。新たな制度で首長が主催する総合教育会議、これの設置が法制化をされてございます。本市でも総合教育会議を行うわけですけれども、その事務局は基本的には市長部局ということで、ただ、ただし書きの中では教育委員会事務局が行うこともできるということで、本市の場合は、ここに書いてございますけれども、教育総務課が新たに総合教育会議に関することを入れて、会議の担当課は教育委員会の教育総務課が行うということでございます。

今、どこが担当するかというのは県下各市いろいろありまして、 大体、16市あれば半分ぐらい市長部局の企画サイドに置くところもあれば、教育委員会に置いて補助執行という形で教育委員会が担当するというところになっています。本市は教育委員会ということで、この事務局規則に入ります。

その下の保全公社の部分は、建設公社が保全公社に変わりましたので、今回の改正に伴ってその部分を変えていくということでございます。

4ページの2つは、今まで教育長が欠けたときに教育部長が職務の代理を行うという規定でございました。今回の法改正では、教育長の職務代理は教育委員の中からあらかじめ選任しなさいと

いう規定になっています。

それをさらに事務局に委任することはできる規定になっていますので、実際に今までの委員長の職務代理ではなくて、教育長の職務代理を教育長が指名するということになってございますけれども、事務局がその事務については、また教育委員会議の中で事務局の職員なりに委任すると、そのような形になると思います。

従来のように教育長が欠けたら教育部長がその職務を行うという規定は、規則の中からは除くということでございます。

最後に参考資料でつけてございますが、法改正の主な内容は、 従来からご説明させていただいている部分で、2ページ目、裏側 に本市の今後の対応ということで、総合教育会議については27 年早期に設置して、年2回に限ったものではございません。メン バーとしては市長と教育長、教育委員がそろえばいいわけですか ら、一応年2回程度の開催を予定しております。

先ほど申しましたように事務局は教育委員会が市長部局にかわって補助執行するという形です。

それと大綱、これの制定ですけれども、先ほどお話もありました秦野市教育振興計画、これはいわゆる教育プランでございます。 教育プランの基本方針、そういったものを大綱に位置づけていくという考えを持ってございます。

そのほか、ウは先ほどご説明させていただいたように、この3月の議会に条例の議案、今ご説明させていただいた規則については3月の定例教育委員会に上程をしていくことになります。

その下の新制度への移行のイメージということで、27年4月 1日に改正法の施行に合わせて条例等の改正を行いますが、下の 欄です。新教育長への移行というのは、経過措置の間は現行制度 を使って、その後、新教育長の任期に入った段階で新制度を適用 していくという形でございます。

ただ、上にも書いてございますが、総合教育会議と大綱の策定は、経過措置がございませんので、27年度から開催、策定ということになります。

以上でございます。

委員長、一点よろしいですか。今の資料の1ページ、課長が説明した教育長の職務代理者のところですが、昨年の神奈川県の説明では、旧の教育長の所管している部分は部長。旧の委員長が所管された部分は委員という、職務代理を分担するということを当時言っていました。

ところが、実際に動き出しましたら、そうではなくて、全て指

教育長

名する委員。専任の新しい教育長が欠けたときに、その責任を指名した非常勤の委員にやっていただく。事務局に委任ということは部長ということになります。常勤ではないわけですから、相当な負担が委員に生じてしまいます。常勤のように出てもらって決裁から何から全部ということになったら、これは現実的ではないという話を言いましたが、結果としてそういう形で、規則上もそういう形だというのが国の考え方です。

そこのところはもう一度きちんと整理をして、委員を指名するのですが、それを事務局に委任するということをきちんとしておきませんと、非常勤の委員に来ていただき、通常の決裁など、すべてしていただくような、こんなことが生じかねないということです。そこを心配しています。

当初、別だと言うことでした。なぜか進行していく中で一本になってしまったようです。

教育委員長が自治体によっては議会に出て答弁することもある。あるいは代表質問だけを答弁するとか、それは自治体によって違うわけですけれども、このことについては、市町村教育委員会で決めることですよね。

議会からそういう要請があった場合に、委員長が出るという規 定があるのですが、今度は委員長が出るというのは削除されまし た。

それは直接、教育委員会に意見を聴く内容ではないですので、 先ほどの4本の条例の中には入ってございませんが、それは議会 として、議会の条例ですので、議会に出す議案になりますので、 今まで「委員長」という部分を「教育長」ということになり、3 月議会に上程ということになります。

議会の委員会条例があって、そこの改正をする。それが委員長の名前を教育長に変える。

ほかにいかがでしょうか。

いろいろなアンケートを見ても、教育新聞がとったアンケート を見ても、やはり一般の人には教育長、教育委員長はわかりづら いように思えます。

「先生、委員長と教育長はどう違うのですか」と質問があったりすると、細かく言うとわかりにくいから、「例えば国会で言うと衆議院の議長、これが教育委員長。それから内閣総理大臣、これは教育長。簡単に言えばそう考えるとすっきりするかもしれないですよ」と言います。「会社でいえば社長が教育長、会長が教育委員長、そう理解するとわかりやすいかもしれないですね」と

望月委員長

教育長

教育総務課長

教育長

望月委員長

私は聞かれると説明します。

最初、教育委員長は教育行政の最高責任者で、それから教育委員会に事務局があって、こちらのほうの最高責任者は教育長だと、一応そういうことを説明しますが、わからないときは、例えば国会でいえばこうです、会社ではこうですと言うと、何となくわかるみたいな感じがします。

それでは、その他の案件についていかがでしょうか。

3点ありますが、養護学校、それから太陽光発電と学校教育の アレルギー対応の関係がございます。

それでは、「新秦野養護学校小中学部の設置について」、お願いいたします。

県に要望してまいりました特別支援学校の市内への設置、誘致につきまして、県から、末広小学校の余裕教室を活用して、県立の養護学校の小中学部というもので整備をしていく方針が、本日、記者発表をするということでお話がございました。

市としましても、それに伴う整備を今年度予算で計上させていただいてございます。今後、県と連携して必要な環境整備に取り組んでいくというようなことでございます。

具体的な場所は末広小学校北校舎でございます。一番西側にあります独立した北校舎を活用し、予定としては小学校と中学校、 児童・生徒約40名。

スケジュールにつきましては、この3月以降、関係者、地元や PTAなど、学校ももちろんですけれども、概要の説明等を行っ てまいります。

27年度、県で内部改修工事として予算として7,000万円。 市は老朽化している部分ももともとあるわけですけれども、そういったものを含めて外壁の塗装ですとか外構の整備等、3,79 8万円といったことで予算をとってございます。

この中には学童保育の部分が入っていますので、給食施設の改修もこの設置に合わせて改修を行っていくという部分もございます。その予算は入れてございません。それと28年4月に開設を予定しているということで、夏休みから秋にかけて工事をするということになります。

以上です。

秦野の養護の知的障害の生徒がこっちへ来るという、どういう ことを話してあるのでしょうか。

もともと秦野から行っている子どもたちが1時間以上かけてバスで通っていますが、実際にスペースの問題と教員の問題とその

教育長

望月委員長

教育総務課長

望月委員長

教育長

他を考えたときに、肢体までということが現実的にできない。 2次の考え方の中で肢体は考えますということを県が言ったので、昨年、本当はこれを実行するという動きがありましたが、副知事の段階でバツになってしまいまして、その後、市長も全部だと言っていましたが、一旦は引いて、必ずやるということなので引いて、まず知的をやって、次のステップとして肢体も、秦野から通っている子どもたちを全部こちらでということをぜひというお願いをしてあります。

望月委員長

では来年、28年度ですね。

それでは次に移りたいと思います。

教育総務課長

26年度に予算を計上している事業でございます。鶴巻小学校と北小学校、もともと太陽熱温水器があったところの学校で、太陽熱温水器をとって、屋上防水をやって、その上に太陽光パネルを張って、あわせて体育館に蓄電施設をつくってというようなことでございます。その具体的な内容をお示しさせていただいたものでございます。

いずれにしましても、この事業、太陽熱温水器をとったり屋上 防水は市の単独の事業になりますが、太陽光パネルの設置ですと か、蓄電施設。その設置は国のお金を県が受けてという形で、基 本的には国庫補助で、10分の10の事業でさせていただいてご ざいます。そのために、逆に売電はできないというふうなことも あるわけですけれども、これによって蓄電してある電気がもちろ ん学校の使用電力にもなりますし、いざという災害時に、15キ ロワットの蓄電池が設置されるということで、有事の際には避難 所機能の強化につながるというような格好でございます。また中 身についてはお目通しをいただければと思います。

以上です。

望月委員長 教育長

何かご質問、ご意見ありますか。

エアコンとセットで昨年は動いて、もともと上に乗ると加重の問題があって新たに補強をするというわけにいきませんから、もともと乗っているところでやりましょうということで、4校のうちの2校となります。27年度にプラス2校の予定ですが、予算上の都合でカットになりました。

望月委員長

それでは次に移ります。

食物アレルギー対応。

学校教育課長

本日お配りしておりますのは、小学校給食での食物アレルギー 対応ということで、これは学校給食会が中心となりまして、今年 度作成したマニュアルでございます。 小学校給食での食物アレルギーの対応につきましては、市内小学校13校ございますが、それぞれの小学校の対応がまちまちで、アレルギーの原因となる食材を除去する。あるいはそのものにかえてほかのものを代替食として出す、といったような対応をする学校や対応を全くやっていないという学校もあります。市内の学校でありながら、それぞれが別々の対応をしているというのはどうなのか、また、栄養士、調理員など学校の先生も異動が当然ありますので、市内の違う学校に行ったら、また違う対応をしなければいけないということで、事故の発生を防止するなどの観点から、市内の学校で同じ対応をしようということでつくったマニュアルでございます。

統一の対応といたしましては、1枚おめくりいただいて食物アレルギー対応マニュアルの中に原則がありますが、秦野市では除去食で全て対応する。

除去食ということで、いろいろ食物アレルギーの原因となる食材がありますが、卵、牛乳、乳製品、この3つが全国的にもアレルギーが多い食材でございますが、この3つにつきましては除去食で対応する。これは市内統一しましょうと。こういう方針で27年4月からは行うことで統一をいたしました。

このマニュアルにつきましては、既に新入学児童の説明会、在校生につきましては児童を通じて保護者のほうにお配りをして周知をしているところでございます。4月からこの対応マニュアルに基づきまして対応するということです。ご承知おきいただければと思います。

これは4月からですね。何か質問ありますか。

今まで学校によってばらばらでしたか。

そうです。デザートを出すときなどは、デザートを例えば牛乳がだめならプリンにするとか、そういうところをやっている学校もあります。この場合、お金の返金はしていないということです。1本の値段もはっきりしていて、お金のやりとりがしやすいということで、牛乳だけはお金を返すということにしたんですが、調理する食材などはお金の換算が難しいということから、牛乳についてだけ返金することで統一しました。

ほかにどうですか。

マニュアルを見せていただいて、本当によくできていると思うんです。除去食を食器の色を変えるとかいうのも、効果的だという話もありましたので、それも実際に行われるということで本当に安心しているんですが、一つメンタル的な面で、一応差別にな

望月委員長

学校教育課長

望月委員長 高橋委員

りますよね。そのときに何もその子が変わった子ではないんだというふうな配慮をしていただくとありがたいなと思うんです。

最近の後藤さんの件でも、教師がモザイクをかけないのを見せ ちゃったとか、そちらのやることはすごくいいことなんですが、 特に新1年生なんかに対して、あの子はみんなと違っているんだ なというふうな感じを持たせないようなやり方も大切だと思いま すので、そちらの配慮をお願いしたいと思います。

望月委員長

ほかにどうですか。

それでは、秘密会の前に次回の日程調整をしたいと思います。

―次回の日程調整―

望月委員長

それでは、ただいまから秘密会をいたしますので、関係者以外 の退席を求めます。

一関係者以外退席—

[削除]

望月委員長

以上で2月の定例教育委員会会議は終わります。